

変更内容 等

1 国保連合会とのインタフェースの変更点（案）の変更点について

○前回提示（2月24日）からの変更点は以下のとおり。

<全体>

- ① 「地域包括支援センター」「介護予防支援事業所」と混在していた記述について、「介護予防支援事業所（地域包括支援センター）」に統一する。

<都道府県編>

- ① 事業所異動連絡票情報（サービス情報）の項目名称の変更
項番79「特定事業所加算の有無」を「特定事業所加算（訪問介護）の有無」に変更する。
項番88「特定体制整備事業所加算の有無」を「特定事業所加算（居宅介護支援）の有無」に変更する。
- ② 事業所異動連絡票情報（サービス情報）の員数等の設定
項番93「訪問介護サービス提供責任者数」、項番94「訪問介護員数（専従の常勤者）」、項番95「訪問介護員数（専従の非常勤者）」、項番96「訪問介護員数（兼務の常勤者）」、項番97「訪問介護員数（兼務の非常勤者）」、項番98「訪問介護員数（常勤換算後の人数）」について、サービス種類が61（介護予防訪問介護）の場合にも設定する旨追記する。
- ③ 事業所異動連絡票情報（サービス情報）送付にかかる留意事項について、インタフェース仕様書解説書への説明を追加する。

<保険者編>

- ① 受給者異動連絡票情報等にかかる留意事項について、インタフェース仕様書解説書に説明を追加
 - ・受給者台帳の「有料老人ホーム等同意書」に設定が必要なサービス種類、施設等区分の追加を行う。
 - ・事業所評価加算にて使用するための、要介護度が「非該当」に改善した場合の受給者異動連絡票の送付を記述する。

<コード一覧>

- ① 項番42 人員配置区分コードの修正
「特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」の施設等の区分の3に対する人員配置区分を「外部サービス利用型」のみとする。
- ② 誤記修正

2 介護給付費単位数等サービスコード表（案）の変更点について

○前回提示（2月3日）からの変更点は以下のとおり。

<介護給付サービスコード表>

- ①「全体」
 - ・削除コード（×印のH18.4より無効となるコード）をサービスコード表から抹消する。
- ②「訪問介護」
 - ・身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるサービスを行った場合の算定項目についての表現を修正する。
- ③「通所介護・通所リハ」
 - ・2時間以上3時間未満の減算（70%）と定員超過・人員基準欠如減算（70%）の適用順序の変更を行い、該当するサービスコードのサービス内容略称を修正する。
例．～時減・定超 → ～定超・時減（コードと単位数は変更なし）
- ④「短期入所療養介護・老健」
 - ・「意志疎通困難等ケア加算」を「認知症ケア加算」に名称変更を行う。
 - ・上記加算がユニットと日帰りショートには適用されないため、該当部分の合成コードを削除する。
- ⑤「短期入所療養介護」
 - ・合成単位数の一部修正を行う。
- ⑥「特定施設入居者生活介護」
 - ・認知症対応型通所介護を外部利用型の対象サービスに追加する。
 - ・外部利用の介護職員が欠員の場合の減算コードを追加する。
 - ・合成単位数の一部修正を行う。
- ⑦「居宅介護支援」
 - ・経過的要介護居宅介護支援費のサービス内容略称を修正（ローマ数字のIVを削除）する。
- ⑧「介護保健施設」
 - ・「保健施設意志疎通困難等ケア加算」を「保健施設認知症ケア加算」に略称を変更する。

<介護予防サービスコード表>

①「介護予防特定施設入居者生活介護」

- ・介護予防認知症対応型通所介護を外部利用型の対象サービスに追加する。
- ・外部利用の介護職員が欠員の場合の減算コードを追加する。

<地域密着型サービスコード表>

①「認知症対応型通所介護」

2時間以上3時間未満の減算と定員超過・人員基準欠如減算の適用順序の変更を行い、該当するサービスコードのサービス内容略称を修正する。

②Ⅲ 特定入所者介護サービス費（地域密着型）のサービスコードを追加

- ・地域密着型介護福祉施設の食費・居住費基準額のサービスコードを追加する。

その他（参考）

〇月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	事由	起算日	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ （介護予防特定施設入 居者生活介護における 外部サービス利用型を 含む）	開始	・ 区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・ 区分変更（要介護→要支援） ・ サービス事業所の変更（同一保険者 内のみ） ・ 事業所指定効力停止の解除	契約日
	終了	・ 区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日※
		・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一保険者 内のみ） ・ 事業所指定有効期間満了 ・ 事業所指定効力停止の開始	契約解除日※ （満了日） （開始日）
小規模多機能型居宅介 護 介護予防小規模多機能 型居宅介護	開始	・ 区分変更（経過的要介護～要介護5 の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・ 区分変更（要介護⇔要支援） ・ サービス事業所の変更 ・ 事業開始（指定有効期間開始） ・ 事業所指定効力停止の解除 ・ 受給資格取得 ・ 転入 ・ 利用者の登録開始（前月以前から継 続している場合を除く）	サービス提供日 （通い、訪問又 は宿泊）
	終了	・ 区分変更（経過的要介護～要介護5 の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日※
		・ 区分変更（要介護⇔要支援） ・ サービス事業所の変更 ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始 ・ 受給資格喪失 ・ 転出 ・ 利用者との契約解除	契約解除日※ （廃止・満了日） （開始日） （喪失日） （転出日）

月額報酬対象サービス	事由		起算日
夜間対応型訪問介護	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業所指定効力停止の解除 	契約日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業所指定有効期間満了 ・ 事業所指定効力停止の開始 	契約解除日※ （満了日） （開始日）

※引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

○加算（月額）部分に対する日割り計算は行わない。

○公費の適用期間は、公費適用の有効期間の開始日から終了日までが算定対象となる。

○ 平成 18 年 3 月 10 日付事務連絡「介護給付費請求書等の記載要領（案）及び記載例（案）の送付について」にてお示しした記載例（案）中の一部に誤りがありましたので訂正いたします。（26 ページ）

9. 様式第九

(1) 10日間入所した後、6日間試行的退所を行い、その後施設に戻り月末時点において入所中の場合の記載内容。

入所年月日	平成 1 8 年	1 月	1 日	退所年月日	平成	年	月	日	入所実日数	2 5	外泊日数	6	
主傷病	脳梗塞後遺症			退所後の状況	1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院								
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード			単位数	回数日数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要			
	保健施設 I 2	5 2 1 1 2 1	7 5 1	2 5	1 8 7 7 5								
	保健施設試行的退所サービス費	5 2 6 3 0 1	8 0 0	6	4 8 0 0								
	合計				2 3 5 7 5								
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額			
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0	6 5 0	2 5	3 4 5 0 0	1 8 2 5 0			1 6 2 5 0			
	保健施設従来型個室	5 9 5 2 2 3	1 6 4 0	1 3 1 0	3 1	5 0 8 4 0	1 0 2 3 0			4 0 6 1 0			
	合計					8 5 3 4 0				5 6 8 6 0			
					保険分請求額(円)	2 8 4 8 0	公費分請求額			公費分本人負担月額			

注：試行的退所サービス費の算定日数は入所実日数に含めず、外泊日数に含めて記載する。

試行的退所サービス費は初日と最終日を除いた日について1月に6日を限度に請求が可能である。

~~なお、月をまたいで試行的退所を行った場合には、最大12日を限度に請求が可能である。(削除)~~

試行的退所サービス費または外泊時費用を請求する場合、居住費用にかかる特定入所者介護サービス費は占有の状況に応じた居室区分にて請求可能であるが、食事費用にかかる特定入所者介護サービス費を請求することはできない。

※ 1回の試行的退所加算が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは6日以内となる。

3月1日事務連絡「介護報酬算定・指定基準の解釈通知に規定する内容について」

・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）」を参照